

令和 年度 特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄	
--------	--

令和 年 月 日 提出 茨城県 (宛先) 常陸太田市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 —										特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります	
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の 職氏名												氏名	
		法人番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	電話

給与 所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望	
	氏名												※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分)から 特別徴収を開始します。	
	1月1日現在の住所	〒 —											届出理由	1. 入社 2. その他()
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額 の連絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 (通知書は市が受付をした次の月上旬に発送となります。) ※ 通知書が間に合わない場合は電話連絡を希望します。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係

令和 **xx** 年度 特別徴収切替届出(依頼)書

常陸太田市での指定番号(5けた)がある場合はその番号、ない場合は「新規」と記入してください

記載例

令和 xx年 8月 22日 提出 茨城県 (宛先) 常陸太田市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒987 - 6543 xx県◇市001-2-3										特別徴収義務者 指定番号	78910	※市町村ごとに異なります		
		フリガナ	トクチョウ										新規の場合、納入書(要 <input checked="" type="radio"/> 不要)				
		名称(氏名)	株式会社 特徴										担当者 連絡先	係	人事課給与厚生係		
		代表取締役 の 職氏名	代表取締役 推進 史太郎										氏名	住民税担当 給与次郎			
法人番号		8	8	7	7	6	6	5	5	4	4	3	3	2	電話	999 - 666 - 3333(内線1111)	
給与所得者	フリガナ	ロウドウ スルゾウ										旧姓	期別を○で囲んでください。				
	氏名	労働 為造										普通徴収 切替期別	[1・2 <input checked="" type="radio"/> 3・4] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 ・ 平成 64 年 1 月 1 日										特別徴収 開始予定月	9 月分(10 月 10 日納期分)から 特別徴収を開始します。				
	1月1日現在の住所	〒313 - 0000 常陸太田市00町1234-5										届出理由	1 <input checked="" type="radio"/> 入社 2. その他()				
現在の住所	〒 - ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 同上										月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 9月10日までに通知書が必要 (通知書は市が受付をした次の月上旬に発送となります。) ※ 通知書が間に合わない場合は電話連絡を希望します。					

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書

途中入社、3期分以降を9月分(10/10納期)から特別徴収に切り替える場合の記載例
⇒添付書類は3期・4期分の納付書です

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送時期が異なります。)
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

対象者の税額(月割額)を
早めに知りたい場合は記入してください
※通常、通知書の発送は受付翌月の上旬となります。

【提出先】 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地 常陸太田市役所 総務部 税務課 市民税係